

【令和 年分】

株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書

整理番号

この明細書は、「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」又は「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」を計算する場合に使用するものです。

なお、国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】の「確定申告書等作成コーナー」の画面の案内に従って収入金額などの必要項目を入力することにより、この明細書や確定申告書などを作成することができます。

住 所 (前住所)	()	フリガナ 氏 名	
電話番号 (連絡先)		職業	関与税理士名 (電 話) ()

※ 譲渡した年の1月1日以後に転居された方は、前住所も記載してください。

1 所得金額の計算

			一般株式等	上場株式等
収 入 金 額	譲渡による収入金額	①	円	円
	その他の収入	②		
	小 計(①+②)	③	申告書第三表⑦へ	申告書第三表⑦へ
必要経費又は譲渡に要した費用等	取得費(取得価額)	④		
	譲渡のための委託手数料	⑤		
		⑥		
	小計(④から⑥までの計)	⑦		
特定管理株式等のみなし譲渡損失の金額(※1) (△を付けないで書いてください。)		⑧		
差引金額(③-⑦-⑧)		⑨		
特定投資株式の取得に要した金額の控除(※2) (⑨欄が赤字の場合は0と書いてください。)		⑩		
所得金額(⑨-⑩) (一般株式等について赤字の場合は0と書いてください。 上場株式等について赤字の場合は△を付して書いてください。)		⑪	申告書第三表⑥④へ	黒字の場合は申告書第三表⑥⑤へ
本年分で差し引く上場株式等に係る繰越損失の金額(※3)		⑫		申告書第三表⑧⑦へ
繰越控除後の所得金額(※4) (⑪-⑫)		⑬	申告書第三表⑧③へ	申告書第三表⑧③へ

(注) 租税特別措置法第37条の12の2第2項に規定する上場株式等の譲渡以外の上場株式等の譲渡(相対取引など)がある場合の「上場株式等」の①から⑨までの各欄については、同項に規定する上場株式等の譲渡に係る金額を括弧書(内書)により記載してください。なお、「上場株式等」の⑪欄の金額が相対取引などによる赤字のみの場合は、申告書第三表の⑥⑤欄に0を記載します。

※1 「特定管理株式等のみなし譲渡損失の金額」とは、租税特別措置法第37条の11の2第1項の規定により、同法第37条の12の2第2項に規定する上場株式等の譲渡をしたことにより生じた損失の金額とみなされるものをいいます。

※2 ⑩欄の金額は、「特定(新規)中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除の明細書」で計算した金額に基づき、「一般株式等」、「上場株式等」の順に、⑨欄の金額を限度として控除します。

※3 ⑫欄の金額は、「上場株式等」の⑪欄の金額を限度として控除し、「上場株式等」の⑪欄の金額が0又は赤字の場合には記載しません。なお、⑫欄の金額を「一般株式等」から控除することはできません。

※4 ⑬欄の金額は、⑪欄の金額が0又は赤字の場合には記載しません。また、⑬欄の金額を申告書に転記するに当たって申告書第三表の⑥⑤欄の金額が同⑨欄の金額から控除しきれない場合には、税務署にお尋ねください。

特例適用条文

措法 条の _____
措法 条の _____

整理欄

(令和元年份以降用)

「上場株式等」の⑪欄の金額が赤字の場合で、譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例の適用を受ける方は、「所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表」も記載してください。